

Sample

2018. 4. 2 (月) 発行

労災時 健康保険で受診

従業員が業務中にケガをして、総務担当者に連絡もなく病院に行き健康保険で受診してしまい、後で健康保険から「このケガは業務中のケガではないでしょうか」とお尋ねの文書が届くときがあります。このような場合は、後処理が面倒になることがあるので注意が必要です。

■まずは健康保険法■

健康保険法第1条では、「労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行う」と定められており、業務中のケガについては保険給付を行わないことが、わかります。

■健康保険からのお尋ね■

月に1度、病院から健康保険（保険者）に対して診療報酬の請求が行われますが、保険者では、この請求が正しいか否かのチェックを行っています。その中で、「業務中のケガ」ではないかと疑われる診療については、会社を通じて被保険者本人に“お尋ねの文書”が届きます。この文書に「業務中」とであると回答すると、労災保険の申請を行うように指導を受けることになります。

■労災保険への移行■

業務中のケガの場合、労災申請には「様式5号療養補償給付たる療養の給付請求書」と「様式7号療養補償給付たる療養の費用請求書」があり、様式5号は労災指定病院を経由して労働基準監督署へ提出され、様式7号は労災指定病院でない医療機関で受診した時などに、その治療費を労働基準監督署へ請求するものです。

保険者から「業務中」と判断された場合、総務担当者は受診した病院と掛け合うことになります。まず、病院側が「様式5号」の処理に応じてくれるか否かです。様式5号の提出を病院側が了解してくれると、それで処理は完了です。しかし、様式5号の処理を拒まれると、会社は様式7号の処理を行うことになります。そのときの手順としては、①保険者から保険給付された医療費の7割の返還、②自己負担分の領収書と①の領収書を合わせて労働基準監督署へ請求、となります。その後労働基準監督署からの入金は本人の口座になりますので、①の金額は、本人に負担してもらうことになり、これが高額の場合、会社で立て替え、返還時に受け取るなど、細かな調整が必要になることがあります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 事務所
代表 〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〒〇〇〇-〇〇〇〇
TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail: 〇〇〇@〇〇〇.co.jp

労務管理 実務Q&A

派遣社員の健康診断

当社では、数人の派遣社員の方に働いてもらっています。社員やパートさんは、毎年5月に定期健康診断を行っていますが、派遣社員の健康診断は派遣先が行わなければならないのでしょうか。

A 労働安全衛生法で定められている健康診断は、「雇入れ時の健康診断」「定期健康診断」「特殊健康診断」があります。雇入れ時と定期健康診断は、一般健康診断と呼ばれ、その目的は、労働者の一般的な健康の確保をはかることで、特殊健康診断は、高圧室内作業、放射線業務など法で定められた有害な業務に従事する労働者に対して実施し、その健康状態をチェックするものです。

派遣労働者の健康診断は、一般健康診断は派遣元事業主が、特殊健康診断は派遣先事業主がそれぞれ実施義務を負います。

一般健康診断の結果、異常所見があると診断された場合は、医師等の意見を聴く必要があり、その結果必要と認められるときは、派遣元事業主および派遣先事業主の双方が作業転換等の措置義務を負います。

特殊健康診断の結果、異常所見があると診断された場合は、一般健康診断と同様に派遣元・派遣先事業主ともに作業転換等の措置義務を負います。また、特殊健康診断は、派遣先事業主に課されているので、派遣先事業主はその結果を派遣元事業主に送付する必要があります。



NEWS ダイジェスト

- 年金 マイナンバー活用が再延期へ
日本年金機構がデータ入力を委託した情報処理会社が、無断で再委託していたことが発覚した問題を受けて、3月中に開始予定だった機構と自治体との情報連携が当面延期されることがわかった。機構は委託業者の監査体制を見直す。
- パワハラ判断に新基準 厚生労働省が防止策
厚労省は、職場でのパワハラなどの防止策を盛り込んだ報告書案を有識者検討会で示した。パワハラ被害者のための相談体制の整備や、相談による不利益取扱いの禁止などを求めるほか、パワハラに当たるかどうか判断する新たな基準案を作成。